

2019年4月9日
在ブルキナファソ日本国大使館

**【再募集】在ブルキナファソ日本国大使館
「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員**

1 業務内容

勤務形態：委嘱

募集分野：援助アプローチ／戦略／手法、貧困削減、農業開発／農村開発、市民参加、一般事務・経理、多岐にわたる分野

業務内容：外部委嘱員は、在ブルキナファソ日本国大使館（以下「大使館」とする）との委嘱契約に基づき、大使館にて草の根・人間の安全保障無償（以下「草の根無償」とする）の案件形成・実施業務の一部に携わります。具体的には、担当館員の指示に従い主に以下の業務を行います。

(1) 事前調査

草の根無償案件の実施前に、当該地域の現状、問題点、援助ニーズ、当該地域あるいは分野における NGO 等の活動状況、他ドナーの援助動向等を踏まえ、案件形成調査又は実施に必要な事前調査を行う。

(2) 報告書等の文書の取り付け

要請書、報告書等、草の根無償の実施に係る文書を被供与団体から取り付ける。

(3) モニタリング調査（進捗・中間・完了）、フォローアップ調査（事後）

契約書署名後の案件実施期間中において、当該案件の適正な運営を確保するための中間モニタリング調査、案件完了時には当該案件が計画どおり完了したことを確認するための完了モニタリング調査を行う。また、実施終了後一定期間経過した案件については、当該案件の裨益効果及び維持管理状況の確認、関係者へのアドバイス、今後同様案件に係る教訓を得るための事後フォローアップ調査等を行う。

(4) 案件監理、諸報告書の作成等

特定案件調査（事前調査、モニタリング調査等）の結果報告書作成の他、多数の申請案件を適正に審査し、管理するための業務を行う。

(5) 各種式典関連補助業務

草の根無償案件関連の式典（贈与契約署名式、竣工式、供与式等）に係るアレンジ業務の補助を行う。外部委嘱員は、館員の指示の下、式典前後の設営補助、式典中の進行・式典 写真撮影・メモ取り等の補助業務を行う。

業務対象国/勤務地：アフリカ ブルキナファソ

業務期間：2019/05/20 ～ 2020/03/31

採用日については、5月20日から6月30日の間で相談が可能。契約更新の可能性あり
(最大通算3年まで延長可能)。

職種：専門職系(開発コンサルタント)

募集人数：1名

2 応募条件等

必要な語学力：フランス語

- ・現地 NGO 等と協議し、調査を行う事が可能なフランス語会話能力
- ・要請書の内容を理解し、和文の文書にまとめるフランス語読解・翻訳能力・現地 NGO 関係機関宛での文書作成が可能なレベルのフランス語作文能力
- ・類似業務経験年数：開発途上国での職務経験(青年海外協力隊、NGO 活動等)があると望ましい
- ・青年海外協力隊経験：望ましい
- ・その他必要な業務経験・能力：コンピュータの基本的な操作(ワード、エクセル等)
：現地調査のための国内出張業務に耐えられる体力

3 待遇

勤務地・勤務時間

- (1) 勤務地：在ブルキナファソ日本国大使館(ワガドゥグ市)
- (2) 勤務時間：委嘱業務であるため、勤務時間の定義はありませんが、以下の時間帯が目安となる。
勤務日：月～金：7：30～16：45(昼休12：30～14：00)
休日：土・日曜日及び当館が定める休館日

待遇

- (1) 謝金：一定の基準に基づき毎月大使館から支払われる。
- (2) 渡航に係る費用等：当地までの往復航空賃(ディスカウント・エコノミー)、空港使用料、決められた種類の予防接種料、査証料、支度料等が支給される。
- (3) 住居費：限度額内で実費が支給される。
- (4) 国内交通費：自己負担
- (5) その他：本件契約は雇用契約ではなく業務の委嘱契約であるため、各種保険などには自身で加入する必要がある。必ず自身で緊急移送経費もカバーする海外傷害保険に加入すること。

給与レンジ(月額)：30～40 万円(目安)

4 応募方法

- (1) 書類選考 4月22日ブルキナファソ時間午前0時(日本時間22日午前9時)までに以下の書類を担当者宛てにメールにて送付してください。
- ・履歴書(書式自由, 写真添付)
 - ・志望動機・自己PR(書式自由)
 - ・語学力を客観的に証明する公的文書の写し(DALF、TCF、TOEIC証明書など)
- (2) 面接試験(書類選考通過者のみ)
- ・4月24日～26日に面接または電話面接を実施する予定。

応募時の注意事項: 応募書類はWord、Excel、PDF、JPEG/TIF(スキャナ取り込み画像)形式のいずれかで書類作成願います。

- ・履歴書には、連絡先メールアドレス及び電話面接可能な電話番号を明記して下さい。
- ・書類にご記入いただいた個人情報は選考のみに使用します。応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。

ア 成年被後見人、被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

5 問い合わせ先

担当部課: 在ブルキナファソ日本国大使館 開発協力班

担当者氏名: 大出 理恵, 玉置 汐莉

電話番号: +226 25 37 65 09

Email アドレス: cooperation-de-developpement@ou.mofa.go.jp